※本資料は令和５年３月 31 日までに取得した先端設備の固定資産特例措置について記載したものです。令和５年４月１日以降に取得した設備については市公式ＨＰをご参照ください。

先端設備等に係る固定資産税（償却資産）の特例措置について

中小企業が生産性を向上するために、先端設備等導入計画を策定し、市の認定を得た後、先端設備を導入した場合、当該償却資産の固定資産税軽減等の優遇を受けることができます。

＜特例措置の対象＞

この特例措置を受けるためには、以下の要件を満たしている必要があります。

１．対象者

先端設備等導入計画の認定を受けた資本金が 1 億円以下の法人、従業員 1,000 人以下の個人事業主など

２．対象となる資産

先端設備等導入計画に基づき新規取得した設備で、次の要件を満たすもの

資産の種類	取得価額	販売開始からの年数	取得期間
機械及び装置	160 万円以上	10 年以内	先端設備等導入計画の認定後～令和 5 年 3 月 31 日
測定・検査工具	30 万円以上	5 年以内	
器具及び備品	30 万円以上	6 年以内	
建物附属設備	60 万円以上	14 年以内	
構築物	120 万円以上	14 年以内	
事業用家屋	120 万円以上	新築	

●事業用家屋は取得価額の合計額が 300 万円以上の先端設備等とともに導入されたもの
●旧モデル比で生産性が年平均 1%以上向上する設備
●中古資産でないこと

※先端設備等導入計画の認定後から令和 5 年 3 月 31 日までの期間に取得した設備が対象です。認定前に取得した設備について特例はありませんのでご注意ください。

３．軽減内容

取得してから３年間、当該機械及び装置等にかかる固定資産税がゼロになります。

＜特例措置の申請＞

特例措置を受けるためには、申請が必要です。当市、商工課に先端設備等導入計画を提出して認定書の交付を受けた後、償却資産申告書とともに下記の書類の写しを提出してください。
申告者が中小企業者である場合とリース会社である場合とで、必要となる書類が異なります。

１．中小企業が申告する場合

先端設備等導入計画
先端設備等導入計画の認定書
工業会証明書

２．リース会社が申告する場合

先端設備等導入計画
先端設備等導入計画の認定書
工業会証明書
リース契約書
リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計画書

生産性向上特別措置法の詳細については、中小企業庁のウェブサイトをご覧ください。また、先端設備等導計画の認定については、当市商工課のページをご確認ください。

中小企業庁ウェブサイト
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html

【商工課】先端設備等導入計画の認定について
https://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/nousin/kurashi/koyou/seisanseikoujyotokubetsusotihou.html

伊豆の国市